

デジタルライフ研究会 会則

第1条（名称）

当会の名称は、「デジタルライフ研究会」（以下、「本会」という）とする。

第2条（本会の所在地）

本会の所在地は、会長の居住する住所をもってその所在地とする。

第3条（活動目的）

本会は一般生活者のために、パソコンやスマホのアプリやデジタルカメラなど各種デジタル機器およびそのアプリケーション（以下、「デジタルツール」という）の活用方法を研究し、会員のスキルアップを図るとともにそれら研究成果を公開しそれにより人々の安心安全で豊かな日常生活に寄与すべく研究活動成果が実践の場で活用されることを活動の目的とする。

第4条（活動内容）

本会は、第3条に定める目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 街歩きや登山などに役立つデジタルツールの活用方法研究と演習
- ② 登山計画書、報告書、登山届けなど文書作成方法やWeb申請方法の研究
- ③ デジタルツールを活用する健康ウォーキングの実施
- ④ セミナー、講習会など啓発事業の主催開催
- ⑤ 研究レポートの作成公開
- ⑥ デジタルツール使用のマナー、街歩きや登山の安全に関する情報発信
- ⑦ ホームページなどによるデジタルツール活用に関する情報発信

第5条（活動拠点）

本会は、阪神間および北摂地域に所在する公民館などの公共施設を会議や打合せなどの活動拠点とし、別途行うフィールドワークについては特に地域は制限しない。

第6条（当会の組織）

1. 本会に次の役員を置く。なお、初代会長は発起人とする。副会長については、会長が本人の承諾を得て、所属会員の中から指名する。役員会メンバーについては、副会長が本人の意思を確認の上、承認する。

- ①会長 1名
- ②副会長 1名
- ③役員会 3名以上（会長及び副会長を含む）
- ④ホームページ編集グループ 1名以上

2. 会長および副会長の任期は就任の時から1年を経過した年度の終了の日とする。任期満了の時ににおいて、1ヶ月前までに自らの意思により役員会に対して辞任の意思を表明しない場合には、歴任することができる。この場合の任期も1年とする。なお、後任の役員が決まらない場合は、後任の役員が決まるまで、権利義務を有するものとする。
3. 会長が欠けたときは、役員会において、多数決により新たな会長を定める。
4. 会長、副会長及び役員会メンバーの兼任兼務は妨げない。

第7条（会長の役割）

会長は、本会を代表し、会の業務を統括する。会長は、意思決定を要するときは副会長の意見を聴く。

第8条（活動年度）

本会は、毎年1月1日から毎年12月31日とし、会計年度も同様とする。

第9条（本会への参加要件）

本会への参加は、下記の要件をすべて満たす者とする。

- ① 第3条に定める運営目的および本会会則に同意できる者。
- ② 参加申込時にデジタルツールを活用したいという明確な意思があること。
- ③ 以上の①から②までの要件をすべて満たす者と会長が判断し、役員会が当会への加入を承認した者。ただし、一時的に行う見学参加や体験参加などで会長及び副会長が認めた場合は、この限りではない。

第10条（退会および不参加者に対する取り扱い）

1. 会員が本会から退会を希望する場合は、あらかじめ会長または副会長に電子メールもしくは文書で直接連絡するものとする。
2. 前項の方法によらず、無断で退会または六ヶ月以上不参加を続けその後何ら連絡もない場合は、退会扱いとする。

第11条（強制退会処分）

下記に定める事項のいずれかに該当する場合と、会長および副会長が判断した場合は、該当する会員に対し、会長は退会処分を通告する。

- ① 本会会則に違反した者。
- ② 本会の進行を妨害するなど迷惑行為を行った者。
- ③ 本会会員に対するストーカー行為、宗教や商品等の執拗な勧誘行為などの迷惑行為を行った者。

- ④ 反社会的行為、犯罪行為を行った者。
- ⑤ 暴力団その他反社会的組織に属しまたは近い関係であることが判明した者。
- ⑥ 正当な理由なく六ヶ月以上連絡不能になった者。
- ⑦ その他、本会の運営目的、設立趣旨に照らし、本会会員であることが望ましくないと役員会に判断された者。

第12条（会費）

当会は入会費及び年会費はこれを徴収しない。ただし、災害などのチャリティー募金や会員相互の親睦を深める目的として役員から用途を明示し臨時に任意で費用拠出を求めることを妨げない。

また、各活動時において発生する会場費や光熱費などの経費については参加者による任意の「実費負担（各自拠出）」とする。

なお、交通費は各自自己負担とする。

第13条（努力義務）

1. 会員は各自研究テーマを設定し自助努力で研究をすすめる。本会は努力する者を支援する。
2. 会員は、「安全」を常に意識し、登山届の提出、地図およびコンパスの持参、体調管理等、道迷い遭難など事故の防止に最大限に努めるものとする。また、企画を行う者は、登山講習の受講などにより街歩きや登山に関するスキルや知識の向上に努めるものとする。

第14条（営利事業）

本会は営利事業を行わない。

第15条（個人情報保護）

本会は個人情報を収集開示しない。会員は活動中知りえた他人の個人情報は守秘するものとし、第三者に漏洩してはならない。

第16条（免責事項）

本会活動中（移動中を含む）において生じた転倒滑落や車との接触などの事故、遭難その他一切の事故については、本会、役員、企画担当者及び当該活動の引率者はいかなる責任も負わないものとし、参加者各自の自己責任とする。各会員（役員を含む）間の損害賠償請求についてはこれをあらかじめ放棄する。

第17条（本会の活動休止または解散）

本会は、安全第一と信頼を信条とする。予期せず重大な自然災害が発生した場合や感染性の高い疾病の感染拡大が懸念される場合は、会員の健康安全を図るため、会長及び副会長の決議に基づき、任意の期間の活動休止をするものとする。また、万が一、会の活動において重大事故が起きた場合は、可及的速やかに適切な問題解決を図るとともに会長および副会長の決議に基づき、無期限活動休止または本会を解散するものとする。

第18条（本会規約の改定）

本会規約は、代表が必要と判断した場合は、役員の過半数の同意を得て、適宜改定することができる。ただし、会員に経済的な不利益が生じる変更の場合は、会員の過半数の同意を得て改定するものとする。

附則

本会規約は2019年2月21日（木）より制定施行する。

2023年9月15日（金）改訂